

令和3年2月8日
北沢総合支所
地域振興課

議会の委任による専決処分の報告
(来庁者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

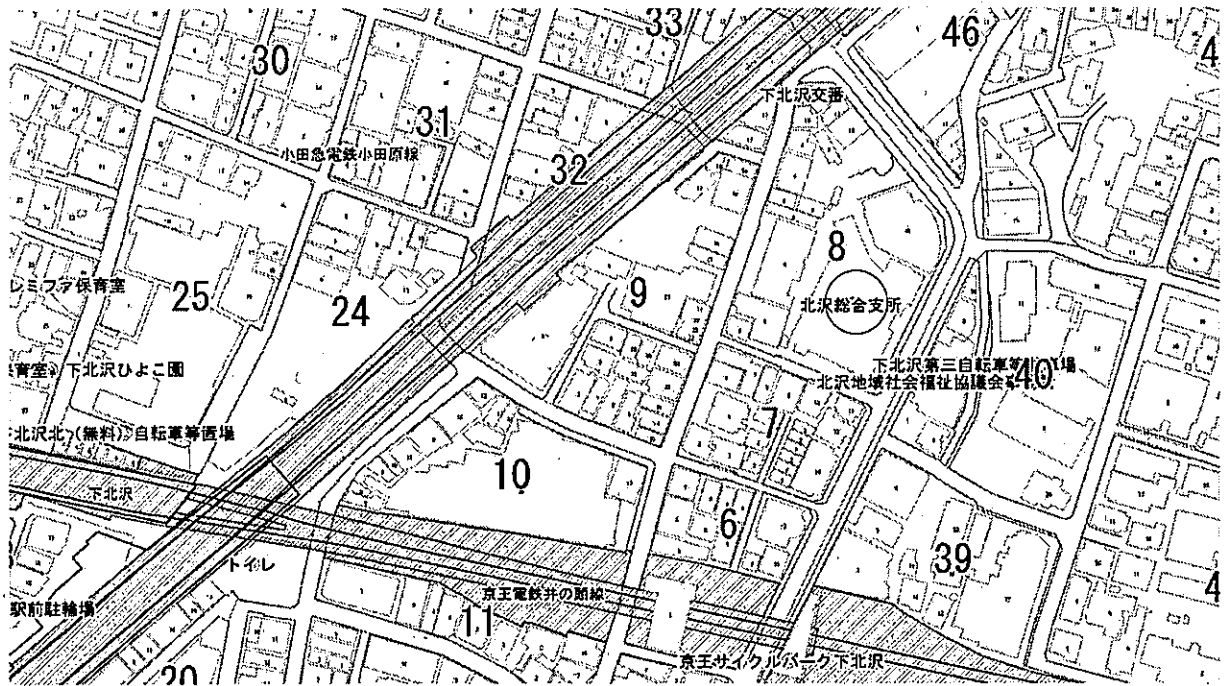
1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年6月15日(月)午後3時00分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区北沢二丁目8番18号 北沢総合支所地下1階
東口階段前
- (3) 負傷者 乙 ()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)北沢総合支所地下1階にある
区民窓口ほかを訪れた乙が、地下1階の東口階段前に敷いてあ
る除塵用マットに右足を載せたところ、前日の雨が染み出し床
が濡れていたためマットの端が床の上で滑り、乙は横向きに転
倒し打撲傷を負った。
- (5) 乙の負傷の程度 右足関節打撲、右ひじ打撲、右手関節捻挫、腰部打撲、右ひざ
打撲、右肩打撲、頸椎捻挫
- (6) 過失割合 甲 8割 ・ 乙 2割

2 乙への損害賠償額 467,789円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる)

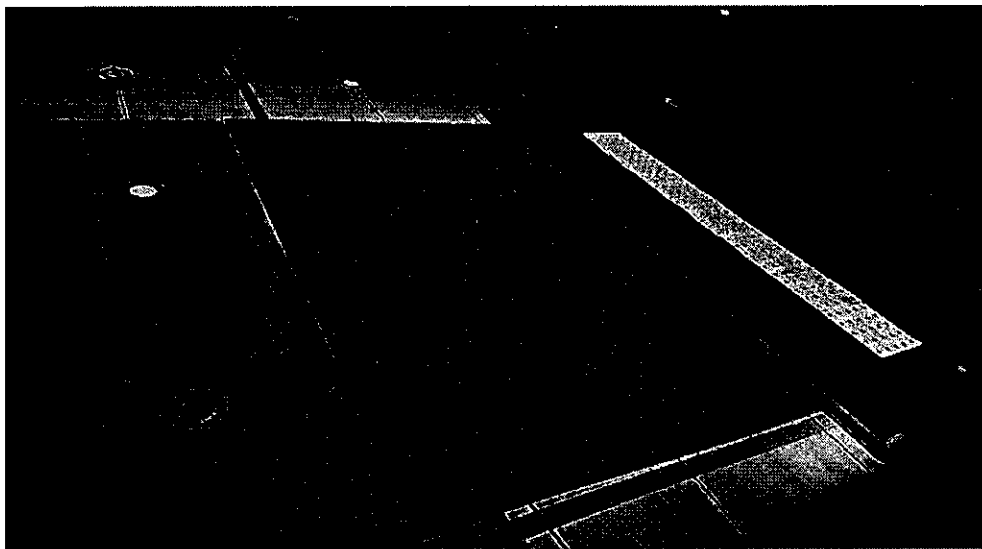
3 専決処分日 令和2年12月25日

【位置図】



【現場説明図】

地下1階東口階段前



床が濡れていたため、除塵用マットの一部が床の上で滑りめくれるように動き、転倒した。